

1. 件名: 京都大学複合原子力科学研究所の試験研究用等原子炉施設(京都大学臨
界実験装置(KUCA))の低濃縮化に関する面談

2. 日時: 令和5年10月31日(火) 13時30分～14時15分

3. 場所: 原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、

宮本検査技術専門職

国立大学法人京都大学

複合原子力科学研究所 教授 他2名

5. 要旨

○京都大学から、複合原子力科学研究所の試験研究用等原子炉施設(KUCA)の
低濃縮化に関する現状及び今後の予定について面談資料に基づき、以下の説
明があった。

- ・KUCA の現状は、原子炉設置変更承認を受けた後、設計及び工事の計画(以
下「設工認」という。)については、2分割のうち、第1回の燃料要素製作の承
認を8月1日に受け、第2回設工認の炉心性能に係る申請を準備しているところ。
- ・また、第1回設工認の承認を受けたことから、使用前確認の申請準備をしてい
るところ。なお、使用前確認申請については、第2回設工認の承認を受けた後、
同内容を追加する変更を予定している。
- ・本申請(2件)に係る燃料要素は、軽水減速炉心、固体減速炉心ともに複数回
により製作し輸送する予定としており、その都度、炉心性能の検査のための
試験使用承認及び完成した一部を使用するための一部使用承認を受けたい
と考えている。

○原子力規制庁から以下の内容を伝えた。

- ・説明を受けたKUCA低濃縮化の現状及び予定については承知した。
- ・資料では、燃料要素製作の使用前事業者検査の後に試験使用承認を受け、
その後に炉心設計に関する使用前事業者検査を実施するとしているが、試
験使用前には、燃料要素、炉心設計のいずれも臨界実験装置の起動条件が

整っていることを確認して試験使用の承認になり、原子炉本体を使用した炉心の性能の検査を行うこととなる。

- ・試験使用及び一部使用を原子力規制委員会が承認するに当たり、その前に実施すべき使用前事業者検査について、1)承認を受けた設工認に従って工事が行われたこと、2)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条の2に規定する技術上の基準に適合していること、の2点について、試験研究用等原子炉設置者が確認していることを、原子力規制委員会が確認する必要がある。
- ・それぞれの承認前に終わらせる使用前事業者検査及び定期事業者検査の検査項目を整理する必要がある。
- ・したがって、今後、炉心に関する設工認の申請に当たっては、工事の工程、使用前事業者検査の実施項目、時期を整理したものとするとともに、使用前確認申請書へ反映すること。また、一部使用を承認するに当たり、一部使用をする特別な理由が必要となるので、使用前確認申請書により説明すること。

○京都大学から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：使用前確認申請に係る面談資料(KUCA軽水減速炉心の低濃縮化)
(KUCA固体減速炉心の低濃縮化)

以上